

朝霞市規則第 4 号

朝霞市事務分掌規則の一部を改正する規則

朝霞市事務分掌規則（平成 26 年朝霞市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 総務部の部課税課の款庶務係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 法人市民税の賦課調定に関する事。

別表第 1 総務部の部課税課の款市民税係の項中第 2 号を次のように改める。

2 森林環境税の賦課調定に関する事。

別表第 1 市民環境部の部環境推進課の款環境推進係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 市民環境部の部環境推進課の款環境対策係の項に次の 1 号を加える。

6 地球温暖化対策に関する事。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。